

《2022 年度後期以降 短期海外渡航科目実施の条件》

【学生】

- ・本人と保証人が海外渡航科目への参加を強く希望していること
- ・海外渡航科目を履修しなくても卒業要件単位数を満たす見込みがあること
- ・学研災付帯海学（学生教育研究災害傷害保険付帯海学留学保険）に加入すること
- ・いかなる理由によりプログラムにかかるキャンセル費用が発生した場合には個人の負担となることを理解しており、各種キャンセルポリシーを確認していること

【教員】

- ・科目担当教員は、渡航が中止となった場合の代替プログラムの有無を明示すること
- ・大学の判断で途中帰国となった場合の代替措置があること

【学生・教員共通】

- ・ウクライナとロシアを巡る世界情勢不安に鑑み、渡航先は安全が確保できる国や地域に限ることとし、紛争、戦争が発生している国や地域、また、その影響を受ける国や地域への渡航は禁止する。
- ・科目担当教員は、起こり得るリスク、危機管理等について説明するオリエンテーションを実施し、参加者は必ずこれに参加すること
- ・原則、出発日までにコロナワクチン接種を3回終え（4回目接種の案内が届いた人は4回目まで終えていることが望ましい）、14日以上経過していること
- ・プログラムの手配は代理店等を通じて行うこと
- ・渡航に際しては変更可能な往復航空券を手配すること
- ・海外留学生安全対策協議会（JCSOS）危機管理システム（J-TAS）に加入し、その費用を負担すること
- ・J-TAS によるサポート以外にも、罹患または体調不良の際に現地サポートを受けられる窓口が研修先にあること
- ・本人、ルームメイト、ホストファミリー等が罹患、または研修先機関内で発症者が発生した場合等のフロー等について確認すること
- ・出発直前であっても、感染状況の変化、参加者の罹患、渡航前検査の陽性結果など、プログラム全体が渡航中止または個人が渡航不可となる可能性があることを承知していること
- ・研修先国および地域の防疫対策等の理由により、渡航後にプログラム内容が変更となる場合があることを承知していること
- ・感染状況および世界情勢の悪化等により、外務省の感染症危険情報レベルまたは危険情報レベルが2であっても、渡航先での安全が確保できないと大学や研修先が判断した場合、海外渡航プログラムの中止または途中帰国の指示に従うこと

※「安全が確保できる」とは

- ・日本と渡航先国・地域間への入国及び帰国経路が直行・経由にかかわらず安全であり、直行便あるいは定期便が就航していること
- ・紛争や戦争に起因する、現地における通信障害、日常生活上の行動制限、物資の高騰や不足等がないこと
- ・外務省が発出する危険レベルの引き上げがないこと、
- ・授業形態の変更等があっても、渡航の目的である活動に支障を来さないことが見込まれること

以上